

箭在弦上，数据跨境转移的法律限制

数据流通是跨国企业正常运营的重要前提，但过于自由的数据流通会对数据安全带来潜在风险。对此，中国在《网络安全法》中对数据跨境转移作了原则性的规定，对于关键信息基础设施运营者（“CIIO”）提出了本地化存储和安全评估的要求。在《个人信息和重要数据出境安全评估办法》中，合规义务人由 CIIO 扩大为网络运营者，这势必会对多数在华外资企业产生影响。

■ 中国数据跨境转移法律规制体系

中国现行的数据合规体系是在《网络安全法》（“《网安法》”）基础上搭建的，但《网安法》过于笼统的规定不利于法规在实践层面的执行。对此，国家相关部门先后出台了《个人信息和重要数据出境安全评估办法（征求意见稿）》（“《评估办法》”）和《数据出境安全评估指南（征求意见稿）》（“《指南》”）。因此，企业除了遵循《网安法》下的数据跨境转移要求，还需要持续关注以后颁布生效的《网安法》配套性法规。

■ 法规规制的客体是什么？

无论是《网安法》、还是《评估办法》和《指南》，规制的客体均为个人信息和重要数据。在此前的文章《个人信息保护，你合规了吗？——<个人信息安全规范>常见问题解答》（详见[第 592 期](#)、[第 593 期](#)《里兆法律资讯》）中，我们详尽地阐述了个人信息的范围和常见表现形式。重要数据一般与国家安全、经济发展以及社会公共利益紧密相连。《指南》附录 A-重要数据识别指南详细列举了重要数据的类别以及主管部门，企业可以参照该识别指南判断数据是否属于重要数据。除此之外，某些行业数据已在特别法规中明确被禁止出境，如地图数据、人口健康信息、个人金融信息等。

■ 谁是合规义务人？

《评估办法》除了将合规义务人扩大为“网络

遵守以外に選択の余地なし 国境を越えるデータ伝送の法的制限に注意！

データのやり取りは、多国籍企業を正常に運営していくうえでの重要な条件であるが、あまりにも自由すぎるやり取りは、データのセキュリティ上、潜在的なリスクをもたらすことがある。この点、中国では「サイバーセキュリティ法」が、国境を越えるデータ伝送について原則的な規定を行っており、重要情報インフラ運営者（「CIIO」）に対し、当地での保存及びセキュリティ評価を求めている。「個人情報及び重要データの域外持ち出しセキュリティ評価弁法」においては、法令遵守義務者が CIIO からインターネット運営者にまで拡大されており、多くの在中国外資企業に影響することは必至である。

■ データの国境を越える伝送に関する中国の法規制体系

データに関する中国での現行の遵法体制は「サイバーセキュリティ法」をベースに構築されたものであるが、「サイバーセキュリティ法」の漠然とした規定だけでは法令執行の実務面で不都合がある。これについて、国の関連部門が相前後して、「個人情報及び重要データの域外持ち出しセキュリティ評価弁法（意見募集案）」（「評価弁法」）及び「データ域外持ち出しセキュリティ評価ガイドライン（意見募集案）」（「ガイドライン」）を公表した。よって、企業は、「サイバーセキュリティ法」に基づく国境を越えるデータ伝送に関する要求に従うほか、これから公表され、発効されるであろう「サイバーセキュリティ法」関連法規にも引き続き注意を払っていかねばならない。

■ 法規制の対象となるものは？

「サイバーセキュリティ法」も、「評価弁法」及び「ガイドライン」も、規制対象はいずれも個人情報及び重要データである。前回の「個人情報の保護に関する法律に違反してはいませんか？——『個人情報セキュリティ規範』に関する FAQ」（詳細は[第 592 期](#)、[第 593 期](#)《里兆法律情報》をご参照のこと）では、個人情報の範囲及びよくある事例を詳しく解説した。重要データは、つねに国の安全、経済発展及び社会の公共利益と緊密にかかわるものである。「ガイドライン」付録 A-重要データ識別ガイドラインでは、重要データの分類及び主管部门について詳しく例を挙げており、企業はこの識別ガイドラインを参照しながら係るデータが重要データに該当するかどうかを判断することができる。また、地図データ、人口・健康情報、個人金融情報などのように一部の業界におけるデータは、すでに個々の関連法規で域外への持出が明確に禁止されている。

■ 法令遵守義務者となるのは誰か？

「評価弁法」では、法令遵守義務者が「インターネット

运营者”外，其还提出了“参照执行”的要求，因此，任何类型的企业都有可能成为《评估办法》下的合规义务人。《评估办法》一旦生效，无疑将给企业带来很大的合规压力。

《网安法》

合规义务人	CIIO
具体规定	第 37 条： 关键信息基础设施的运营者 在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法 进行安全评估 ；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

《评估办法》

合规义务人	网络运营者 (+其他个人和组织?)
具体规定	第 2 条：网络运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据，应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照本办法进行安全评估。 第 16 条：其他个人和组织在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息和重要数据出境的安全评估工作参照本办法执行。 注：《评估办法》向社会公开征求意见后，国家互联网信息办公室结合社会意见，出台了《评估办法》（修改稿），修改稿中删除了“应当在境内存储”和“参照执行”的规定。最终稿中是否会保留“参照执行”的规定，仍处于未知状态。

《指南》

合规义务人	网络运营者
具体规定	本标准适用于 网络运营者 开展的个人信息和重要数据出境安全自评估，以及国家网信部门、行业主管部门组织开展的个人信息和重要数据出境安全评估。

■ 谁是 CIIO?

运营者」にまで拡大されているほか、「～に準じて実施する」との要求も提起しているため、如何なる形態の企業も「評価弁法」における法令遵守義務者になり得る。「評価弁法」がひとたび発効すれば、それが企業にとってのコンプライアンス上の大きなプレッシャーとなることは間違いない。

「サイバーセキュリティ法」

法令遵守義務者	CIIO
具体的な規定	第 37 条： 重要情報インフラ運営者 が中华人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは、領域内で保存しなければならない。業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、国家インターネット情報部門、國務院の關係部門が共同で制定した弁法に従って セキュリティ評価を実施しなければならない 。法律、行政法規に特段の規定がある場合、その規定に従う。

「評価弁法」

法令遵守義務者	インターネット運営者 (+その他個人及び組織?)
具体的な規定	第 2 条：インターネット運営者が中华人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは、領域内で保存しなければならない。業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、本弁法に従ってセキュリティ評価を実施しなければならない。 第 16 条：その他の個人及び組織が中华人民共和国領域内で収集し発生した個人情報及び重要データの域外持出にあたってのセキュリティ評価作業は、本弁法に準じて実施する。 注：「評価弁法」がパブリックコメントを募集した後、国家インターネット情報弁公室は提出された意見と合わせ、「評価弁法」（修正案）を公表した。修正案では、「領域内で保存しなければならない」及び「準じて実施する」という規定が削除されたが、最終案では、「準じて実施する」という規定が残されるのかどうかは明らかになっていない。

「ガイドライン」

法令遵守義務者	インターネット運営者
具体的な規定	本基準は、 インターネット運営者 による個人情報及び重要データの域外持出に関するセキュリティ自己評価、並びに国家インターネット情報部門、業界主管部門による個人情報及び重要データの域外持出に関するセキュリティ評価に適用する。

■ CIIO とは誰か?

目前《关键信息基础设施识别指南》仍在制定中，现行法律法规中对于 CIIO 的定义仍过于宽泛和模糊，但可以肯定的是，某些重要行业运营者（例如金融机构）属于 CIIO。现阶段，企业可以结合自身特点，参考以下标准判定自己是否属于 CIIO。

《网安法》

第 31 条 国家对**公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务**等重要行业和领域，以及其他**一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的关键信息基础设施**，在网络安全等级保护制度的基础上，实行重点保护。关键信息基础设施的具体范围和安全保护办法由国务院制定。

《关键信息基础设施安全保护条例（征求意见稿）》

第 18 条 下列单位运行、管理的网络设施和信息系
统，一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的，应当纳入关键信息基础设施保护范围：

重要行业单位	国家机关和能源、金融、交通、水利、卫生医疗、教育、社保、环境保护、公用事业等行业领域的单位
公共信息网络服务的单位	电信网、广播电视网、互联网等信息网络，以及提供云计算、大数据和其他大型公共信息网络服务的单位
科研生产单位	国防科工、大型装备、化工、食品药品等行业领域科研生产单位
新闻单位	广播电台、电视台、通讯社等新闻单位
其他重点单位	——

《国家网络安全检查操作指南》

将关键信息基础设施分为网站类、平台类和生产业务类：

网站类	党政机关网站、企事业单位网站、新闻网站等
平台类	即时通讯、网上购物、网上支付、搜索引擎、电子邮件、论坛、地图、音视频等网络服务平台
生产业务类	办公和业务系统、工业控制系统、大型数据中心、云计算平台、电视转播系统等

現時点で、「重要情報インフラ識別ガイドライン」はまだ制定段階にあり、また、現行の法律法規における CIIO の定義は広範すぎて、はっきりしない。しかしながら、一部重要業界の運営者（例えば、金融機構）は CIIO に該当することがすでに確定している。現在、企業は自身の特徴を踏まえ、以下の基準を参考にし、自身が CIIO に該当するかどうかを判断するとよい。

「サイバーセキュリティ法」

第 31 条 国の**公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府**などの重要な業界及び分野、並びに**破壊、機能の喪失又はデータの漏えいに遭遇した場合、国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与え得るその他重要情報インフラ**は、サイバーセキュリティ等級別保護制度を踏まえた上で、重点的に保護する。重要情報インフラの具体的な範囲及び安全保護弁法は国務院が制定する。

「重要情報インフラ安全保護条例（意見募集案）」

第 18 条 以下の組織によって運営、管理されるインターネット施設及び情報システムが破壊、機能の喪失又はデータの漏えいに遭遇し、国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与えうる場合、重要情報インフラとして保護される範囲に組み入れなければならない。

重要業界組織	政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生・医療、教育、社会保険、環境保全、公共事業などの業界・分野における組織
公共情報ネットワークサービス組織	電子ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネットなどの情報ネットワーク、並びにクラウドコンピューティング、ビッグデータ及びその他の大型公共情報ネットワークサービスを提供する組織
科学研究生産組織	国防・科学工業、大型設備、化学工業、食品薬品などの業界・分野での科学研究生産組織
ニュース組織	ラジオ局、テレビ局、通信社などのニュース組織
その他の重点組織	——

「国家インターネット安全検査取扱ガイドライン」

重要情報インフラをウェブサイト系、プラットフォーム系及び生産・業務系に分けている。

ウェブサイト系	党・政府機関ウェブサイト、企業・事業組織ウェブサイト、ニュースウェブサイトなど
プラットフォーム系	インスタントメッセージャー、ネットショッピング、オンライン決済、検索エンジン、電子メール、BBS、地図、音楽・動画などのインターネットサービスプラットフォーム
生産・業務系	オフィス・業務システム、工業制御システム、大型データセンター、クラウドコンピューティングプラットフォーム、テレビライブ中継システムなど

提出了关键信息基础设施确定三步骤：

1. 确定本地区、本部门、本行业的关键业务（例如金融行业的关键业务为银行运营、证券期货交易、清算支付、保险运营）；
2. 确定关键业务相关的信息系统或工业控制系统；
3. 认定关键信息基础设施。

■ 谁是网络运营者？

网络运营者不等同于互联网公司。《网安法》、《评估办法》和《指南》对于网络运营者均采取了相同的定义，即“网络的所有者、管理者和网络服务提供者”。该定义需结合“网络”的定义进行理解。《网安法》下，网络是指“由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统”。由于网络的定义特别宽泛，使得拥有办公系统、工业控制系统的非互联网公司落入网络运营者范围的可能性极大。

■ 什么是数据出境？

《个人信息和重要数据出境安全评估办法（征求意见稿）》（“《评估办法》”）
第 17 条：数据出境，是指 网络运营者将在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据 ，提供给位于境外的机构、组织、个人。
《评估办法》（修改稿）
第 15 条：数据出境，指将电子形式的个人信息和重要数据，提供给位于境外的机构、组织、个人。
《数据出境安全评估指南（征求意见稿）》（“《指南》”）
▪ 网络运营者通过网络等方式，将其在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据，通过直接提供或开展业务、提供服务、产品等方式提供给境外的机构、组织或个人的一次性活动或连续性活动。 ▪ 注 1：以下情形属于数据出境： ➢ 向本国境内，但不属于本国司法管辖或未在境内注册的主体提供个人信息和重要数据； ➢ 数据未转移存储至本国以外的地方，但被境外的机构、组织、个人访问查看的（公开信息、网页访问除外）；

同ガイドラインでは、重要情報インフラを特定するための 3 つのステップを提起している。

1. 本地域、本部門、本業界の重要業務を特定する（例えば、金融業界の重要業務は、銀行の運営、証券・先物取引、清算・支払、保険の運営）。
2. 重要業務に関連する情報システム又は工業制御システムを特定する。
3. 重要情報インフラの認定を行う。

■ インターネット運営者は誰であるのか？

インターネット運営者は、インターネット会社とは異なる。「サイバーセキュリティ法」、「評価弁法」及び「ガイドライン」では、インターネット運営者について、いずれも同じ定義を採用しており、つまり「インターネットの所有者、管理者及びインターネットサービス提供者」であるとしている。ただし、この定義は、「インターネット」の定義を踏まえて理解しなければならない。「サイバーセキュリティ法」においては、インターネットとは、「コンピューター又はその他の情報端末及び関連設備によって構成される、一定の規則及びプログラムに従い、情報を収集、保存、伝送、交換、処理するシステムをいう」とされている。インターネットの定義がとりわけ広範すぎることから、オフィスシステム、工業制御システムを保有しているような、インターネット事業以外の会社までもがインターネット運営者の範囲に組み込まれてしまう可能性が極めて高い。

■ データの域外持出とは何を指すのか？

「個人情報及び重要データの域外持出セキュリティ評価弁法（意見募集案）」（「評価弁法」）
第 17 条：データの域外持出とは、 インターネット運営者が中華人民共和国領域内の運営において収集し、発生した個人情報及び重要データを域外に位置する機構、組織、個人に提供することをいう。
「評価弁法」（修正案）
第 15 条：データの域外持出とは、電子化された個人情報及び重要データを域外に位置する機構、組織、個人に提供することをいう。
「データ域外持出セキュリティ評価ガイドライン（意見募集案）」（「ガイドライン」）
▪ インターネット運営者はインターネットなどの方式により、中華人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データを直接に又は業務の実施、役務又は製品提供などの方法により、域外の機構、組織又は個人による一回限りの活動又は持続的な活動に対し提供する。 ▪ 注釈 1：以下の状況はデータの域外持出に該当する。 ➢ 中国領域内ではあるが、中国の司法による管轄を受けず、又は領域内で登記していない主体に対し個人情報及び重要データを提供する場合。 ➢ データは中国以外の場所に移して保存しているのではないが、域外の機構、組織、個人がアクセスし、閲覧可能である場合

- **网络运营者集团内部数据**由境内转移至境外，涉及其在境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据的。

- 注 2：非在境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据经由本国出境，未经任何变动或加工处理的，不属于数据出境。
- 注 3：非在境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据在境内存储、加工处理后出境，不涉及境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据的，不属于数据出境。

说明：

- 目前，对于数据出境的概念，法规之间仍处于混乱和矛盾的状态。《评估办法》将数据接收方限定为“位于境外的机构、组织、个人”，但《指南》却将“不属于本国司法管辖或未在境内注册的主体”也归入数据接收方的范围。
- 《指南》项下，境外组织查看境内信息也被归入数据出境。例如，境内机构将中国公民的个人信息存储于百度网盘（存储服务器位于境内），继而将文件提取链接和密码提供给境外组织。该境外组织在境外通过百度网盘客户端访问和下载该百度网盘上的个人信息。该情形属于数据出境。
- 《指南》将“数据中转”排除在数据跨境转移的定义之外。例如，美国公司将其在美国境内搜集的美国公民个人信息交由中国境内某企业进行匿名化处理，随后该中国企业将处理后的信息传送至新加坡。依据《指南》，该情形不属于数据出境。

■ 企业在现阶段必须做什么？

现阶段，企业必须遵守《网安法》37 条的规定，按照以上提到的方法判断自己是否属于 CIIO。如属于 CIIO，原则上其在中国境内收集和产生的个人信息和重要数据应当境内储存。出于业务需求，需要向境外提供该等个人信息和重要数据的，其应当进行安全评估。同时，《网安法》第 42 条规定，“未经被收集者同意，不得向他人提供个人信息”。因此，企业如有个人信息出境需求（无论企业是否属于 CIIO），其应当取得个人信息主体的授权同意。违反上述规定，有关部门可能会对企业处以警告、没收违法所得、5-50 万元罚款，直至吊销企业相关业务许可或营业执照。

（公開情報である場合、ウェブサイトアクセスする場合を除く）。

- **インターネット運営者グループの内部データ**を領域内から域外へと伝送する際に、領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データに係る場合。

- 注釈 2：領域内での運営過程で収集し発生したのではない個人情報及び重要データを中国経由で域外へ持出す場合で、それらがいかなる変更や加工処理も行われていないならば、データの域外持出に該当しない。
- 注釈 3：領域内での運営過程で収集し発生したのではない個人情報及び重要データを領域内で保存し、加工処理後に域外に持出す場合で、それが領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データと関係なくないときは、データの域外持出に該当しない。

解説：

- 現在、データの域外持出という概念は、法規の間でも混乱及び矛盾した状態にある。「評価弁法」では、データの受け手を「域外の機構、組織、個人」に限定しているが、「ガイドライン」では、「中国司法の管轄を受けず、又は領域内で登録していない主体」もデータ受け手の範囲に組み入れている。
- 「ガイドライン」では、域外組織が領域内の情報を閲覧することもデータの域外持出に分類している。例えば、領域内機構が中国公民の個人情報を百度クラウドストレージ（ストレージのサーバは領域内に設置されている）に保存し、その後、ファイルを取り出すためのリンク先及びパスワードを域外組織へ提供し、同域外組織が域外から当該百度クラウドストレージのクライアントから、当該百度クラウドストレージ上の個人情報にアクセスし、ダウンロードする状況は、データの域外持出に該当する。
- 「ガイドライン」は、「データの経由伝送」を国境を越えるデータ伝送の対象外とした。例えば、アメリカの会社がアメリカ領域内で収集したアメリカ公民の個人情報を中国領域内の某企業へ伝送し、匿名化処理を行ってから、当該中国企業が処理済みの情報をシンガポールに伝送する場合、「ガイドライン」に基づくと、データの域外持出に該当しない。

■ 企業は現時点で何をしなければならないのか？

現時点において、企業は「サイバーセキュリティ法」第 37 条の規定を遵守しなければならず、上記の方法に従い、自身が CIIO に該当するかどうかを判断することができる。CIIO に該当する場合、原則として、中国領域内で収集し、発生した個人情報及び重要データは領域内で保存しなければならない。業務上の都合により、これらの個人情報及び重要データを域外へ提供する場合、セキュリティ評価を行わなければならない。また、「サイバーセキュリティ法」第 42 条によると、「被収集者の同意を得ずして、他者に個人情報を提供してはならない」とされている。よって、企業が個人情報を域外へ持ち出す必要がある場合（企業が CIIO に該当するかどうかを問わず）、個人情報主体による授權、同意を取得しなければならない。上述規定に違反した場合、関係部門

は、企業を警告、違法所得の没収、5 万元以上 50 万元以下の過料に処し、ひいては企業の係る業務許可証又は営業許可証を取り上げることがある。

■ 政府评估 or 自行评估?

《评估办法》和《指南》对于《网安法》下的安全评估进行了进一步细化，分为主管机构评估和自行评估。数据出境以自行评估为原则，主管机构评估为例外。只有在涉及特殊类别数据和发生特别情形时，才会触发主管机构评估，详见下表。

《评估办法》
出境数据存在以下情况之一的，网络运营者应报请行业主管或监管部门组织安全评估：
▪ 含有或累计含有 50 万人以上的个人信息； ▪ 数据量超过 1000GB； ▪ 包含核设施、化学生物、国防军工、人口健康等领域数据，大型工程活动、海洋环境以及敏感地理信息数据等； ▪ 包含关键信息基础设施的系统漏洞、安全防护等网络安全信息； ▪ 关键信息基础设施运营者向境外提供个人信息和重要数据； ▪ 其他可能影响国家安全和社会公共利益，行业主管或监管部门认为应该评估。
《评估办法》（修改稿）
出境数据存在以下情况之一的，应当由行业主管或监管部门组织安全评估。
▪ 含有或累计含有50万人以上的个人信息； ▪ 包含核设施、化学生物、国防军工、人口健康等领域数据，大型工程活动、海洋环境、敏感地理信息数据，以及关键信息基础设施的安全缺陷、具体安全防护措施等网络安全信息； ▪ 其他可能影响国家安全和社会公共利益的。
《指南》
国家网信部门、行业主管部门根据数据出境类型、数量、范围、重要程度等，酌情组织开展主管部门评估。具有下列情形之一的，国家网信部门、行业主管部门可启动主管部门评估：
▪ 一年内出境的个人信息数量达到国家网信部门、行业主管部门上报要求的；

■ 政府による評価 or 自己評価?

「評価弁法」及び「ガイドライン」では、「サイバーセキュリティ法」に基づくセキュリティ評価についてさらに細分化し、主管機関による評価及び自己評価に分けられる。データの域外持出は、自己評価を原則とし、主管機関による評価を例外としている。特別なデータに係る場合及び特別な状況が発生した場合に限り、主管機関による評価が必要となる。具体的には下表の通りである。

「評価弁法」
域外へ持ち出すデータが以下の状況のいずれかに該当する場合、インターネット運営者は業界主管又は監督管理部門へ報告し、セキュリティ評価の手配を申請しなければならない。
▪ 50 万人以上又は累計して 50 万人以上の個人情報が含まれる場合。 ▪ データ量が 1000GB を超える場合。 ▪ 原子力施設、化学・バイオ、国防・軍事工業、人口・健康などの領域のデータ、大型工事活動、海洋環境及機敏な地理情報データなどが含まれる場合。 ▪ 重要情報インフラのシステムの脆弱性、セキュリティ防護などのインターネットセキュリティ情報が含まれる場合。 ▪ 重要情報インフラ運営者が域外へ提供する個人情報及び重要データである場合。 ▪ その他、国の安全及び社会の公共利益に影響する恐れがあり、業界主管又は監督管理部門が評価すべきであると考えられる場合。
「評価弁法」(修正案)
域外へ持ち出すデータが以下の状況のいずれかに該当する場合、業界主管又は監督管理部門がセキュリティ評価を手配しなければならない。
▪ 50 万人以上又は累計して 50 万人以上の個人情報が含まれる場合。 ▪ 原子力施設、化学・バイオ、国防・軍事工業、人口・健康などの領域のデータ、大型工事活動、海洋環境、機敏な地理情報データ、及び重要情報インフラのセキュリティ上の欠陥、具体的な安全防护措置などのインターネットセキュリティ情報が含まれる場合。 ▪ その他、国の安全及び社会の公共利益に影響する恐れがある場合。
「ガイドライン」
国家インターネット情報部門、業界主管部門は、データの域外持出類型、数量、範囲、重大性などに応じて、情状を酌量して主管部門による評価を手配する。以下の状況のいずれかに該当する場合、国家インターネット情報部門、業界主管部門は主管部門による評価を行うことができる。
▪ 一年以内に、域外へ持ち出す個人情報の数量が国家インターネット情報部門、業界主管部門へ報告すべき要求に達した場合。

- 包含核设施、生物化学、国防军工、人口健康等领域数据，大型工程活动、海洋环境、敏感地理信息数据，以及其他重要数据的；
- 涉及关键信息基础设施的安全缺陷、具体安全防护措施等网络安全信息的；
- 关键基础设施运营者数据出境的；
- 其他可能影响国家安全、经济发展和社会公共利益的；
- 大量用户投诉、举报的；
- 全国性行业协会建议的；
- 其他经国家网信部门、行业主管部门认定有必要启动主管部门评估的。

- 原子力施設、バイオ・化学、国防・軍事工業、人口・健康などの領域のデータ、大型工事活動、海洋環境、機敏な地理情報データ及びその他の重要データが含まれる場合。
- 重要情報インフラのセキュリティ上の欠陥、具体的な安全防護措置などのインターネットセキュリティ情報に係る場合。
- 重要インフラ運営者がデータを域外へ持ち出す場合。
- その他、国の安全、経済の発展及び社会の公共利益に影響する恐れがある場合。
- 大勢のユーザーが苦情を申し立て、通報した場合。
- 全国的業界協会が提案した場合。
- その他、国家インターネット情報部門、業界主管部門が主管部門による評価の実施が必要と認定した場合。

结语：

中国的网络安全与数据合规体系仍在搭建中，《网安法》的配套性法规及标准正经历着向社会公开征求意见到逐步生效的过程。许多企业已经提早采取应对措施，例如苹果公司已经将存储中国用户数据的 iCloud 数据中心迁移至境内，以避免被要求进行安全评估。箭在弦上，企业需特别关注随时可能生效的数据跨境转移法规，早做准备以免措手不及。

（里兆律师事务所 2018 年 09 月 14 日编写）

終わりに

中国では、サイバーセキュリティ及びデータ取扱いに関する遵法体制がまだ整備途中にあり、「サイバーセキュリティ法」の関連法規及び基準については、パブリックコメントを募集中のものもあれば、間もなく発効されるものもある。なお、多くの企業ではすでに対応措置を講じており、例えば、アップル社は、セキュリティ評価を回避するために、中国ユーザー向けのデータ保存先である iCloud データセンターを中国領域内に移設するなどしている。国境を越えるデータ伝送に関する法規は、いつ発効してもおかしくないものであり、企業はとりわけ注意を払い、不意打ちを食らってしまうことのないよう早期に準備しておくのがよい。

（里兆法律事務所が 2018 年 9 月 14 日付で作成）